

とになっていた。ルールでは、1人の代表は最高50個まで、気に入った決議書に○をつけることが可能であった。しかし、10個の決議書に○をつけただけで、投票してしまった代表もいた筈である。

### まとめ

2005年ホワイト・ハウス高齢者会議（WHCoA）は、前回の会議より、その規模は小さかったけれど、高齢化に関して50の連邦議会とホワイト・ハウスに対する提言を「決議書」という形で、決定した。これらの決議書が、これから10年間のアメリカの高齢化問題に関する政策プログラム及び研究活動の基礎になるはずである。この中には、高齢者虐待に関する提言が2つ入っていたことは、特記すべき事項であろう。

高齢者虐待国際研究プロジェクト／淑徳大学社会学部多々良研究室

Vol. 09 2006/01

## 高齢者虐待の通報の調査 (Investigation of Elder Abuse Reports)

### はじめに

2005年11月1日に、日本の国会は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を成立させて、同年11月9日に公布した。この法律は、2006年4月1日から施行されることになっているので、施行の主体となる全国の市町村（地方公共団体）は、準備に忙しい毎日である。新しい日本の法律は、「通報システム」を含んでいて、サービス現場で働く専門職の、高齢者虐待の市町村の機関への通報は、「義務化」されている。すなわち、専門職は、家庭内虐待及び施設内虐待のいずれも、「速やかに通報しなければならない。」のである。そして、市町村の職員は、虐待の通報の1つ1つを調査して、その事実の確認をしなければならないということも、新しい法律は規定している。

日本においては、高齢者虐待の「通報の調査」が正式に行われたことがない。アメリカでは、6州を除く全ての州が、州法によって家庭内高齢者虐待の通報を義務化している。その結果、全国で年間約30万件の通報がある。それらの虐待の通報は、全て調査されて、事実確認が行われているのである。調査は、一体どのように行われるのであろうか。以下、アメリカのサンフランシスコ市／郡の「成人保護サービス（APS）ハンドブック」（Adult Protective Service Hand Book）を参考にして解説する。

### APS虐待通報の調査の定義と目的

先ず、APS法は、障害などを持った成人（19歳から64歳まで）と高齢者（65歳以上）の虐待に関する法律である。従って、この法律の下では、成人と高齢者の

る為に必要である。ケースに関する決断（a case decision）は、普通以下の事項を含むものである—（1）通報の中の複数の「申し立て」が事実かどうか決定すること。そして、（2）クライエントや介護者のストレスの状態及びスレンジス（強所）を確認して、さらに、クライエントの現時点でのニーズを知ること。言い換えると、通報の調査の目的は、以下の5つであると言える—（1）高齢者が虐待によって、傷つき、苦しんだのか判断する。（2）虐待の実態は、どんなものであったのか、虐待の種類や程度について評価して、将来も似たようなことが発生するのか予測する。（3）虐待のクライエントに与えた打撃は、どのようなものであったのか、判断する。（4）将来の虐待を予防するための介入を計画する。そして（5）他のサービス機関へ、クライエントを照会する必要があるか、決める。

### 調査の順序

通報の調査は、以下の順序に従って行わなくてはならない：

1. 通報の内容を確認して、何が申し立てられているのか、よく理解する。そして、調査の詳細な計画をたてる。計画には、「いつ調査を開始するか」「どの位の調査時間を費やすのか」「誰（証人）とコンタクトを取るのか」「どのような質問をするべきか」「警察または他の機関の職員と一緒に証人に面接するべきか」なども考慮を入れる。
2. 先ず、クライエント（高齢者）にインタビュー

虐待が通報される。本稿では、高齢者虐待の通報のみに焦点を当てることにする。高齢者虐待の通報の調査とは、「ソーシャル・ワーカーが、面接、観察、及び書類の収集などにより、情報を集めて、通報された高齢者虐待の容疑の事実確認をするプロセス」である。通報の事実確認は、その虐待ケースに関する様々な「決断」をする

をする。最初のインタビューは、通常、クライエントの家が最も適していると思われる。クライエントとの最初の面接は、クライエントの許可を得彼／彼女の住居内で、陪席者なしで、行うのがよい。インタビュー中は、ワーカーは、注意深くクライエントの身体的状況や行動を観察しな

II. 研究成果の刊行に関する一覧表

(平成 17 年度)

研究成果の刊行に関する一覧

書籍

著者氏名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
多々良紀夫 編著	高齢者虐待早期発見及び早期介入ガイド（第6版）	長寿科学総合研究事業／ 多々良研究班	千葉	平成18年	61

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
Noriko Tsukada Toshio Tatara	Gerontology Programs in Japanese Higher Education: A Brief History, Current Status, and Future Prospects	Gerontology & Geriatrics Education	Vol.26, No.1	97-115	2005年
多々良紀夫	家庭内における高齢者虐待に関する研究：全国調査（機関調査）の結果の概要	高齢者虐待防止研究	第1巻1号	46-59	2005年

### III. 研究成果の刊行物・別刷

(平成 17 年度)

# アッパー・トゥー・データ No.18

## 特集『共生社会の実現に向けて』Ⅱ

### ◆もくじ 高齢者虐待の問題について

多々良紀夫

はじめに

- (1) 高齢者虐待の定義
- (2) アメリカにおける高齢者虐待の取り組み
- (3) アメリカ連邦政府と高齢者虐待の問題
- (4) アメリカにおける高齢者虐待の発生の頻度
- (5) 日本における高齢者虐待の「発見」とその後の展開
- (6) 「家庭内における高齢者虐待に関する全国調査」の結果概要
- (7)まとめ

# 高齢者虐待の問題について

多々良 紀夫

## はじめに

最近、日本では、高齢者虐待への取り組みに対する法制化への動きが急に高まってきた。厚生省虐待防止法（1990年五月）やDV防止法（1990年四月）をすでに成立させている。わが国の立法担当者が、次に高齢者虐待防止法の制定を考えるのは、他の国の例を見ても当然であろう。高齢者虐待の問題が、マスコミで報道される機会が増えたが、研究者や高齢者福祉の専門職ではない一般市民の中には、「高齢者虐待」という言葉がまだ聞き慣れないものであるという人が多いかもしれない。本稿の目的は、高齢者虐待がアメリカで深刻な社会問題として認識されて法制化が進んだ経過を簡単に述べた後、この問題の研究や虐待ケースの処置が、日本でどのように展開されているのか考察するトピックである。

### (1) 高齢者虐待の定義

1993年秋から1994年春にかけて、日本で初めての「家庭内における高齢者虐待に関する調査」が行われた。厚生労働省が調査費用を負担したのみならず、技術的な面でも、専門家の「助言グループ」を組織して調査の進行に密接に関わったこの「全国実態調査」の実現は画期的な出来事であった。この調査で使われた「高齢者虐待の定義」を紹介したい。調査対象機関からデータを収集するために虐待の定義を作成した調査実施機関であるシンクタンクは、内外の文献を通して数多くの高齢者虐待の定義を研究したのだつた。完成されたものを見ると、特にアメリカの「全米高齢者虐待問題研究所」（NCEA）が開発した高齢者虐待の定義にかなり影響を受けたようだと思われる。日本で初めての高齢者虐待の実態調査に使われた虐待の定義は、以下のように、四つの「虐待」行為と一つの「放任」から成り立っていた。

- 身体的虐待——暴力的行為などで、身体に傷やあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。具体的な例は、平手打ちをする、つねる、殴る、むりやり食事を口に入れる、やけど・打撲させる、ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたり

して、身体的拘束、抑制をする等。

○ 心理的虐待——脅かしや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に情緒的に苦痛を与えること。具体的な例は、排泄の失敗等を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる。怒鳴る、ののしる、悪口を言う。侮辱を込めて子供のように振る。高齢者が話しかけているのを意図的に無視する等。

○ 性的虐待——本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。具体的な例は、排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。キス、性器への接触、セックスを強要する等。

○ 経済的虐待——本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。具体的な例は、日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない、高齢者の自宅等を本人に無断で売却する。年金や預貯金を高齢者の意思や利益に反して使用する等。

○ 介護・世話の放棄や放任——意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をに行っている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させること。具体的な例は、高齢者が入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題であったり、皮膚が汚れている。水分や食事を十分に与えられていないことで、高齢者の空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。室内にゴミを放置するなど、高齢者を劣悪な住環境の中で生活させる。高齢者が必要とする介護や医療サービスを、相応の理由なく制限したり、使わせない等。

法律で定められているものではないが、この高齢者虐待の定義は、「国が関わった調査で使われたもの」なので、少なくとも法律が制定されるまでは、他のどの定義よりも重要なものとして扱われるであろう。ちなみに、現在、複数の「高齢者虐待防止法案」が立法担当者の間で検討されているようであるが、筆者が知る限り、いずれも北米の虐待の定義を参考にしているようなので、日本で紹介したものと似た高齢者虐待の定義が含まれているにちがいない。

## (2) アメリカにおける高齢者虐待の取り組み

高齢者虐待は、どの国でも長い間続いているにちがいない。しかし、この問題の対応の法制化に最初に取り組んだのは、一九七〇年代初頭のアメリカであった。障害を持つ成人と高齢者の権利擁護を目的とした成人保護サービス（APS）法は、成人保護を目指す活動家らによってノース・キャロライナ州（一九七三年）を筆頭に、フロリダ、サウス・キャロライナ、ヴァージニア

の各州（一九七四年）で実現していったのであった。APS運動は、さらに他の州へ広がって、一九八〇年代と一九九〇年代も続いた。そして、今日までに合計四四州（グアムとヴァージン・アイランドの准州を含む）がAPS法を制定した。APS法は、具体的には障害を持つ成人と高齢者の「虐待の通報と調査および被虐待者へのサービス提供システム」の開発と運営を支援する州法である。ほとんどのAPS法は、家庭内虐待と施設内虐待の両方を規定する条項を含んでいるが、家庭内虐待のみしかカバーしていないAPS法もある。それらの州では、施設内虐待に対応するための法律を別に作つた。

APS法で規定されているAPSプログラムの内容は、州によって大きく異なっている。高齢者虐待に関する部分だけをみても、その相違は多く、複雑なので、以下簡単に説明ができるもののみに焦点を当てる。まず、高齢者の定義が一定していないので、六十歳以上の者を高齢者と定めている州もあれば、六五才を高齢者だと決めている州もある。さらに、APS法以外の法律で定めた高齢者の定義を用いている州もある。統いて、高齢者虐待の通報に関するも、ほとんどの州は、家庭内虐待の通報を義務化していて、通報義務者を定めているが、通報を虐待発見者の任意に任せている州（コロラド、ルイジアナ、ニューヨーク州など七州）がある。通報義務

者には、ソーシャル・ワーカー、医師、看護師などを含む約五十種類の専門職がAPS法で規定されているが、具体的な職種は州によって異なっている。

次に、高齢者虐待の通報受理機関も州によってかなり違っている。全ての州が、APS機関を通報受理機関として定めているが、日本で言う「フリー・ダイアル」による電話の虐待ケースの通報ができるシステムを持っているが、APS機関以外の公的機関にも通報ができるようにしている州がある。しかし、これらの公的機関の種類は、州によって異なっていて、地域のソーシャル・サービス機関、法執行機関（警察など）、地方検事局、裁判所、公立病院、地域健康局などが含まれている。

最後に全ての州のAPSプログラムの予算が発表されていないので、アメリカ全体のAPSプログラムの総予算額を知ることはできないが、筆者の推定では、全州のAPSプログラム年間予算の合計は、一億五千万から一億八千万ドル位であろう。この額は、連邦政府が次に述べる高齢アメリカ人法（OAA）の中の高齢者虐待防止プログラムに使う約十倍に相当するであろうか。

### (3) アメリカ連邦政府と高齢者虐待の問題

アメリカ連邦議会が、本格的に高齢者虐待の問題を取り組み始めたのは、下院の高齢化問題特

別委員会が、アメリカ東海岸の各地で、高齢者虐待についての公聴会を始めた一九七九年の夏の初め頃であった。この頃までには、アメリカの少なくとも十四の州でAPS法が確立されていて、APS運動は多くの州に拡大していた。一方、連邦議会では、上記の下院特別委員会のメンバーらが中心となって、高齢者虐待防止連邦法を議会で通過させようとした議を繰りしていく。一九八〇年に、連邦法案は初めて議会に出されたが、少數の議員の支持を得たのみであった。その後、同じ「法案」が、十二年間にわたって毎年連邦議会に提出されたのが、下院議員たちの受け止め方は冷ややかであった。従つて、独立した高齢者虐待防止連邦法の成立を目指して活動していた連邦議員達は、そのような法律を作る「ことを諦めたようであつた。

一九九一年になって、高齢アメリカ人法(ODA)の中に、高齢者虐待プログラムを盛り込むように戦略を変えた活動家議員たちは、同法を改正して新しい「社会的に弱い立場にある高齢者の権利擁護活動」の条項を入れることに成功した。そして、この条項の一つに念願の「高齢者虐待、放任、搾取防止プログラム」を含ませたのであつた。同時に、彼らは、施設内の高齢者虐待に対応するための「長期ケアオンブズマン・プログラム」も、新しい第七条の中に盛り込んだのであつた。第七条の高齢者虐待防止プログラムの連邦予算は、家庭内および施設内虐待プログラムの両方を合計しても、一九九二年度でわずか一八〇〇万ドルくらいにしかならないので、この

プログラムはとても小さい。しかし、高齢者虐待防止プログラムが、アメリカを代表する高齢者の人権擁護の法律である連邦高齢アメリカ人法の中に存在するといふことの意義ははかりしく大きい。

#### (4) アメリカにおける高齢者虐待の発生の頻度

高齢者虐待のような社会問題の発生率を知るためにには、社会科学的な技法を使ってかなり大きかりな調査を行つ必要がある。高齢者虐待がアメリカで「発見」されてから一五年以上たつが、この問題の発生の頻度の調査が、これまでに一回しか行われていないということは、調査の費用が高いからであろう。いずれの調査も連邦政府の研究費で支えられたが、一回目の調査は、一九八六年にボストン市およびその近郊からランダムに抽出された一千人の高齢者を研究チームが電話と直接面接によつて調査した。その結果、高齢者虐待の発生率は、高齢者千人につき、一一一・〇人で、これを全国の人口に当てはめると、約七十万人から百九万人程の高齢者が毎年何らかの虐待、放任や搾取の被害者となつているとのことであった。

二回目の調査は、一九九四年から九八年にかけて、筆者が所長を務めていた米国高齢者虐待問題研究所(NCEA)が行つた。全国の一一一〇〇余の郡から一〇を確率論に基づいた科学的サ

ンブル抽出法で選出して、それらの郡で二ヶ月間高齢者虐待の発生を特殊な方法を使ってモニタードしたのであった。その結果、高齢者虐待の発生率は、千人の高齢者につき、一一・五人で、全国的には、五五一、〇一一人の高齢者がセルフ・ネグレクトを含む何らかの虐待を受けていることを推定されたのであった。一回目と二回目の結果が、かなり異なつたので、大きな論争を巻き起しだしたが、調査で使われた虐待の定義や調査の方法が、一つの調査で大きく違っていたので、結果が違うのは当然であった。しかし、行政担当者は、これまで大きく異なる調査結果は、いずれも「役に立たない」と言っている状態である。

## (5) 日本における高齢者虐待の「発見」とその後の展開

日本で高齢者虐待が「発見」されたのは、日本における初めての高齢者虐待の専門書『老人虐待』が出版された一九八七年であるといつていいができる。その頃、アメリカの多くの州では、成人保護サービス（APS）法が成立されていたので、アメリカに比べるとかなり遅れているといえる。しかし、日本においても、アメリカと同じく高齢者虐待の発見が「研究」「権利擁護活動」「ニュース・メディアによる市民教育」「研究者による学会の発足」「法制化を目指す立法担当者の活動」等へ発展していく。以下、その経緯を短く述べる。

① 一九九〇年の後半になつて、介護保険制度の発足に向けての準備が活発化していくと、研究活動以外にも、地域レベルでの高齢者虐待に関する電話相談、市民の啓発活動、専門職の研修会なども各地で行われるようになつた。さらに、厚生省（当時）は、厚生科学研究費補助金によつて、高齢者虐待の研究の支援を始めた。同じ頃いくつかの民間の財團においても、高齢者虐待研究プロジェクトに補助金を出すようになつた。そして、一九九〇年にになると、厚生労働省は、介護保険制度が開始される前から、身体的拘束禁止を発令して、「縛らない介護」への強い決意を示したのであった。この頃になると、様々な研究者集団や専門職団体など、高齢者虐待への関心を深め、同問題に関する研究発表の数も増した。

② 高齢者虐待に関するトトロー二年間の展開は、目覚しい。まず日本弁護士連合会（日弁連）は、高齢者と障害者の権利に関する委員会の活動計画の中に、高齢者虐待への取り組みを加えて、活動を続けていたが、一九九三年三月に東京の日弁連の本部で、「高齢者に対する虐待防止への取り組み——高齢者虐待防止法を展望する」のテーマでシンポジウムを開催して、ニュース・メディアの注目をあびた。

③ 自由民主党内においては、先のDV防止法の成立に向けて活躍した南野参議院議員が「高齢

者虐待に関する勉強会」を、一〇〇一年四月頃から始めていた。合計五回の勉強会を重ねたが、立法化はいくつかの問題をクリアしてから、改めて考えるのが望ましい、という中間的結論に達して勉強会を中断したのであった。「いくつかの問題」というのは、短く言うと、立法担当者が高齢者虐待に関する十分な情報を持っていない、といつておつた。このような状態では、立法担当者は、どのような法律をつくってよいのか、わからぬといつておつた。

④ 自由民主党の高齢者虐待に関する勉強会のこの結論に対する政府の反応は、敏速であった。すなわち、厚生労働省は、かねてから構想をもつていた「家庭内における高齢者虐待の全国調査」を、福祉関係の調査には定評があるシンク・タンクを使って実施したのであった。そして、この日本で初めての大がかりな調査を行う作業チームの助言機関を十一人の研究者、専門職、弁護士、医師、自治体職員、施設経営者等で組織した。アメリカでも、同様な調査の主任研究者を務めたことのある筆者をこの助言機関の座長に任命したのであった。この調査は、一〇〇二年四月から開始されて、一年後の一〇〇四年三月末までにはほとんどの作業を終了してしまつていつな猛スピードで展開されたのであった。アメリカでは、様々な大規模な調査に関わったことのある筆者であるが、こののような経験は初めてであった。短い期間に、これほどの大規模な調査ができるようになつて成長した日本の「レベルの高さ」には感心した次第であった。

⑤ 最後に、高齢者虐待の研究者や高齢者サービス現場の専門職の有志たちは、数ヶ月間の準備を終えて、一〇〇三年八月に、日本高齢者虐待防止学会（JAPFA）を結成したのであった。そして、長年にわたつて研究と権利擁護活動を行つてきた田中莊司氏（日本大学文理学部教授）を、同学会の理事長に選出した。

#### (6) 「家庭内における高齢者虐待に関する全国調査」の結果概要

この日本で初めての家庭内における高齢者虐待の全国調査の目的は、家庭内における高齢者虐待の発生のメカニズムを把握して、虐待の「解決の方策の基礎資料」とし、くわえて「介護保険サービスの利用の援助」に役立てることであつた。全国調査という形をとつたが、虐待発生の頻度を測定するための調査ではなかつた。以下、この全国調査の結果を簡単に紹介する。全国調査は、全国の居宅介護支援事業所、訪問の介護事業所、訪問看護ステーション、病院、保健所など十一種類の介護、看護、医療および保険サービス機関七四、〇〇〇余からランダム抽出法で選出した一六、八〇二機関（一一一・五%）に調査票を送つてデータを収集した。合計四、八七七機関（有効回答率二九・九%）から回答があつた。

ます、被虐待者の平均年齢は、八一・六歳で、男性が被虐待者の1111・六%を上めていて、女性は七六・一%であった。虐待が発生している家庭の経済状況は、「余裕がある」（一九・一%）と「困らない程度」（四六・九%）を合計すると、全体の三分の一になつて、「常に困っている」（一五・六%）は少なかつた。

虐待者は、高齢者の息子（1111・一%）が最も多く、息子の娘（110・六%）、高齢者の娘（一六・11%）、夫（一1・八%）そして、妻（八・五%）と続いた。これは、新しい発見であった。ほんとうの先行研究は、高齢者の息子の娘が、典型的な虐待者であるとしていた。虐待者の年齢は、三分の一が四〇歳以上から六四歳といつりじであつたが、次に六五歳以上（117・七%）であつた。どうりじは、先に虐待者の割合が、「夫」と「妻」を合わせる110・11%となつていたので、うなづける。

さらに、三分の一に近い虐待者が「主たる介護者」であつたといつりじは、高齢者の息子が介護に関わっているケースが多いことを示している。最も頻繁に発生する虐待は、心理的虐待（六三・六%）、介護や世話を放任・放棄（五1・四%）、そして、身体的虐待（五〇・〇%）の三種類であつた。虐待の具体的な内容では、「暴言、威圧、侮辱や脅迫」（五三・六%）が最も多かつたが、「傷にからかう程度の暴力的な行為」（117・11%）が続いたといつりじは気になつた。

さらに、虐待が最も深刻であつた時点での高齢者の状態は、どんな具合であつたのか、という質問に、「心身の健康に悪影響がある状態」（五一・四%）「生命に関わる危険な状態」（一〇・九%）といつ回答があるといつりじは、注目しなければならない。

これまでの研究とは違つて、今回の調査では、高齢者が虐待をされている「自覚がある」（四五・11%）が「自覚がない」（一九・八%）よりかなり多いといつりじが分かつた。しかし、虐待者の自覚の有無については、多くの先行研究の通り、「虐待をしているといつ自覚はない」（五四・一%）が「自覚がある」（114・七%）より多かつた。さらに、三分の一以上の虐待者は、担当ケアマネジャーに虐待についての相談はじていなといつりじであつた。

続いて、虐待の原因について分かつた事は、「虐待者の性格や人格」（五〇・一%）と「高齢者と虐待者の人間関係」（四八・一%）が他の選択肢より多かつたといつりじは、これまでの多くの研究の結果とあまり変わつていなかつた。調査に参加したサービス機関の多くは、虐待の問題の対応に極めて「苦慮した」（四五・〇%）といつりじであつたが、特に、「虐待者が介入を拒否」（二八・一%）したり、援助が「技術的に難しがつた」（三三・六%）といつ回答が多かつた。さらに、虐待の問題の解決のために、「虐待者への介護負担軽減を勧めた」（六三・五%）や「虐

待者の気持ちの理解に務めた」(五八・四%)というサービス機関の回答が他のどれより多かつた。

そして、問題解決のためのサービス利用に関しては、病院や保健施設よりも、介護サービス、特に「短期入所生活介護」(三一・八%)、「訪問介護」(一九・八%)、「ケアマネ・在宅介護支援職員の訪問増加」(一九・〇%)や「通所介護」(一八・一%)が最も頻繁に利用された。

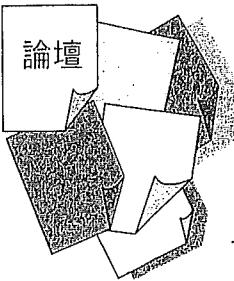
以上、この調査で分かつたことのいくつかは先行研究の結果と少し違っていた。そのようすが、新しい「発見」を含めて、この日本で初めての家庭内における高齢者虐待に関する全国調査は、行政や立法担当者に多くの情報を提供した。それらの情報は、高齢者虐待防止法案を作成するにあたって役立つであろう。

#### (7) まとめ

本稿では、アメリカにおける高齢者虐待への取り組みを紹介した後、日本における高齢者虐待の全国調査の結果の概要を述べた。アメリカは、高齢者虐待の対応の法制化が世界で最も進んだ国である。日本は、高齢者虐待が「発見」されてから短い期間で、大がかりな全国調査が実施で

きるよつたが国に進展した。この調査で使用した虐待の定義がアメリカのものとよく似ているといつことは、たいへん興味深いことである。その調査も終了して、立法担当者は十分な資料を得たに違いない。日本では、まもなく高齢者虐待防止法が成立するであろう。どのような法律ができるのか、われわれは注視して見守らねばならない。それと同時に、その法律が有効に機能するためには、国民一人ひとりの自覚を今以上に高めてゆく必要がある。

(淑徳大学社会学部 教授)



## 家庭内における高齢者虐待に関する調査； 全国調査(機関調査)の結果の概要

淑徳大学総合福祉学部 多々良 紀夫

### 抄 錄

財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会医療経済研究機構(東京都)は、厚生労働省からの老人保健健康増進等事業補助金の支援で、「家庭内における高齢者虐待に関する調査」を、平成15年4月～平成16年3月までの期間に行った。同研究機構は、この全国調査の作業のために、入札方式で下請け契約者(subcontractor)のUFJ総合研究所(東京都)を選んだ。これまでに、政府のさまざまな研究費補助金やいくつかの財団の研究助成金などのサポートで、数々の高齢者虐待の調査が行われたが、いずれも今回の調査ほど、大がかりなものではなかった。今回の調査の目的は、「家庭内で家族等が虐待者となっているものについて、発生の実態および原因、地域の関係機関等による援助・介入の状況を把握すること」であった。調査は、3つの独立した調査(①全国調査(機関調査)、②自治体調査、③特定地域調査)から成り立っていた。本稿は、全国調査(機関調査)に焦点をあてて、その結果の概要を報告する。

Key Words : 家庭内における高齢者虐待、全国調査(機関調査)、高齢者虐待の定義、法制化のオプション、  
高齢者虐待防止法

高齢者虐待防止研究、1(1) : 46-59, 2005

### はじめに

新しい年を迎えて、高齢者虐待への取り組みの法制化の動きが急に活発化してきた。本稿が活字になる頃には、わが国においても何らかの形の「高齢者虐待防止法」が実現しているかもしれない。

児童虐待防止法(平成12年5月)およびDV防止法(平成13年4月)を次々と成立させたわが国の立法担当者であったが、高齢者虐待防止活動の立法化には時間をかけた。

後述するが、その1つの理由は、立法担当者自身が高齢者虐待の実態に関して十分な情報をもつていなかつたということであった。したがって、本稿で述べる「家庭内における高齢者虐待に関する調査」の目的の1つは、立法担当者を含む高齢者虐待の対応の法制化にかかる専門職に、虐待発生のメカニズムやサービスの普及について詳細

な情報を提供することであった。そして、本稿の目的は、平成16年3月に発行された同調査の最終報告書<sup>1)</sup>と同概要版<sup>2)</sup>を基にして、同調査の主要部分である全国調査(機関調査)の結果の要点を報告することである。

筆者は厚生労働省がこの調査のために組織した専門家の「助言グループ」(正式名称は「調査企画委員会」)の座長として、調査を実施した医療経済研究機構とその下請け契約機関のUFJ総合研究所のスタッフにさまざまな角度からアドバイスを提供する際の調整役を務めた。加えて、筆者は調査終了後に、調査結果を日本高齢者虐待防止学会(JAPEA)の第1回東京大会(平成16年7月)および第57回米国老年学会(GSA)ワシントンD.C.大会(平成16年11月)において口頭で発表した。

Toshio Tatara  
〒260-8701 千葉県千葉市中央区大巣寺町200

## I. 日本において家庭内における高齢者虐待に関する全国調査が行われるに至った背景

高齢者虐待は、世界中どこの国においても長い間続いているに違いない。しかし、この問題を最初に「発見」して、その対応の法制化に取り組んだのは、1970年代初期のアメリカである。したがって、本稿は、アメリカの高齢者虐待への取り組みの歴史のレビューから始めるのが適當かも知れない。しかし、アメリカの高齢者虐待に関しては、拙稿<sup>3,4)</sup>がいくつあるので、ここでは日本の高齢者虐待の問題のみに焦点をあてることにする。

日本で高齢者虐待が発見されたのは、日本で初めての高齢者虐待の専門書「老人虐待」が出版された1987年であると唱える人が多い。実は、筆者もその1人である。アメリカにおいては、高齢者虐待の発見が、直ちにアドボカシー運動、立法化に向けてのロビイング活動、研究、マスメディアを使っての市民への啓発活動、研究者や実践者の団体の結成等へ発展していったのであった。そして、短期間で、多くの州の立法担当者を動かすことに成功し、成人保護サービス(APS)法を成立させたのであった。そのスケールは、アメリカの比ではまったくなかつたが、立法化を除いた部分で、日本でも高齢者虐待の発見後は、アメリカと同様の展開がみられた<sup>4)</sup>。

厚生労働省は、平成12年4月から介護保険制度を開始した。このころから、高齢者虐待に関する研究活動、電話相談、地方自治体による対応システムの構築作業、専門職の研修会などが活発化した。さらに、研究者や専門職団体が、年次大会などで高齢者虐待に関する研究発表や討論を行うことが多くなった。ニュース・メディアも、朝刊での「連載」や特別番組などで、高齢者虐待の問題を扱う媒体も現れた。とくに、目立った動きとしては、高齢者虐待の研究者や高齢者サービス現場の専門職の有志たちが、数か月間をかけた準備を終えて、平成14年8月に、日本高齢者虐待防止

学会を結成した。そして、学会員は、長年、高齢者福祉行政、研究および高齢者権利擁護の分野で活躍してきた田中莊司氏(日本大学文理学部・教授)を同学会の理事長に選出した。また、日本弁護士連合会(日弁連)は、高齢者と障害者の権利に関する委員会の活動計画に、高齢者虐待の対応を加えて、活動を続けていたが、平成15年3月に東京の日弁連の本部において、「高齢者に対する虐待防止への取り組み；高齢者虐待防止法を展望する」というテーマで、シンポジウムを開催した。日弁連としては、具体的な「法案」を提案したわけではなかったが、このようなテーマを掲げることによって十分なメディアの注目を集めることができた。さらに、自由民主党内においては、先のDV防止法の成立の際、活躍した南野参議院議員(平成17年1月現在、法務大臣)が中心となって、「高齢者虐待に関する勉強会」を平成14年4月ごろから開いていた。研究者、看護師、弁護士等5人、法制局職員2、3人が、南野議員を囲んで、各方面から取り寄せた資料を検討する型の勉強会は、合計5回行われたが、平成15年の初めになって、高齢者虐待の対応の「立法化は、いくつかの問題をクリアした後、改めて考えるべきである」という中間的結論に達して勉強会を中断した。「いくつかの問題をクリアする」というのは、分かりやすくいうならば、現時点において立法担当者は、高齢者虐待に関して十分な知識がないので、法案をつくることができないということであった<sup>4)</sup>。

自由民主党の勉強会のこの中間的結論に対する政府の反応は、敏速であった。すなわち、厚生労働省は、かねてから2つの自治体(神奈川県横須賀市および石川県金沢市)と医療経済研究機構と検討していた虐待への対応に関するモデル事業と高齢者虐待の全国実態調査の実施を決定したのであった<sup>4)</sup>。全国実態調査に関しては、「家庭内における高齢者虐待に関する調査」というテーマで大がかりなアンケート調査を実施すること、調査チームの助言機関を合計12人の研究者、医師、弁護士、専門職、自治体職員、施設役員等で組織

すること、そして、その助言機関の正式名称である「調査企画委員会」の座長に、アメリカで高齢者虐待の全国実態調査を総括した経験をもつ筆者を任命することを発表した。筆者を含む自由民主党の勉強会の参加者らは、立法担当者に役立つような高齢者虐待の情報を開発することが急務であると唱えていたが、これほど、早急に本格的な実態調査が、わが国で実現するとは考えていなかった。

## II. 「家庭内における高齢者虐待に関する調査」の概要

「家庭内における高齢者虐待に関する調査」は、厚生労働省からの老人保健健康増進等事業補助金の支援で、財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会医療経済研究機構(東京都)(以下、医療経済研究機構)が、平成15年4月1日～平成16年3月31日までの期間に実施した。医療経済研究機構は、入札方式を用いて下請け契約者として調査作業を担当する株式会社UFJ総合研究所(東京都)を選んだ。調査の目的は、「家庭内で家族等が虐待者となっているものについて、発生の実態および原因、地域の関係機関等による援助・介入の状況等を把握すること」であった<sup>2)</sup>。調査は、3つの独立した調査から成り立っていた。

- ①全国調査(機関調査)：虐待の現状、関係機関の関与の状況等について個票を使用して把握すること。
  - ②自治体調査：各市区町村の高齢者虐待への取り組みの状況等を把握すること<sup>2)</sup>。
  - ③特定地域調査：3つの自治体において居宅介護支援事業所、医療機関等の悉皆調査を行い、取り組みの現状を把握すること<sup>1)</sup>。
- 以下、本稿は、全国調査(機関調査)のみに焦点をあててその結果の概要を報告する。

### 1. 調査対象および調査の方法

全国調査(機関調査)においては、全国の在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所、訪問介護

事業所、訪問看護ステーション、通所介護事業所、病院、介護老人保健施設、保健所、保健センターなど11種類の異なる在宅介護サービス機関や保健サービス機関(合計74,571機関)から、機関ごとに前もって定めた抽出率に基づいて無作為にサンプル(合計16,802機関)を抽出した。抽出率は、機関によって異なったが、20～30%であった。しかし、総機関数の多い訪問介護事業所は、10%におさえた。一方、政令都市・中核都市・特別区設置保健所は合計138機関しかなかったため、抽出率は100%であった<sup>2)</sup>。

調査の方法について述べると、調査対象機関が、機関の属性等を機関ごとに記載する「調査票A(機関票)」と虐待の実態等について、被虐待者1人につき1票の記載を求める「調査票B(個票)」の2種類を使用した。「調査票B(個票)」に関しては、虐待の定義を示した「調査対象者の範囲」に沿って、平成14年11月1日～平成15年10月末日までの期間に虐待と考えられる行為を受けたケースの情報を時期が最近のものから3人までについて記載することになっていた。全国調査(機関調査)の調査票(機関票および個票)は、平成15年11月25日に、宅配メールで一斉に調査対象機関に配付したが、回収は郵送で行った。調査票の締め切りは平成15年12月12日であったが、より多くの回答を確保するために、回収期間を延長して平成16年1月7日までに回収された調査票を受けつけた<sup>2)</sup>。

### 2. 調査票の回収の概況

全国調査(機関調査)の有効回収総数は、6,698機関であった。全国16,802の調査対象機関へ調査票は配布されていたので、有効回収率は39.9%であった。表1は、全国調査(機関調査)におけるサンプル数と有効回収数を機関種別に示したものである。

表1で明らかなように、有効回収率は、機関種によって違いがみられた。回収率がもっとも高かったのは、基幹型在宅介護支援センター(居宅介

表1 全国調査の機関別サンプル数および有効回収数\*

機 間	抽出率 (%)	発送数	有効回収数	有効回収率 (%)	有効個票 回収集
居宅介護支援事業所	30	5,886	2,023	34.4	1,365
地域型在宅介護支援センター	30	2,029	1,064	52.4	1,117
基幹型在宅介護支援センター	30	498	404	81.1	532
訪問介護事業所	10	2,002	658	32.9	307
訪問看護ステーション	30	882	410	46.5	336
通所介護事業所	20	2,566	922	35.9	512
病院	20	745	190	25.5	55
介護老人保健施設	30	906	407	44.9	227
都道府県設置保健所	30	131	97	74.0	37
政令都市・中核市・特別区保健所	10	138	81	58.7	124
市町村保健センター	30	1,019	422	43.4	265
総 計	—	16,802	6,698	39.9	4,877

\* 医療経済研究機構：家庭内における高齢者虐待に関する調査 報告書；概要版、2、財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会医療経済研究機構、東京(2004a)。の表1「機関調査における機関別発送数と有効回収数・回収率」を一部改変。

護支援事業所併設のセンターを含む)で、81.1%、次に都道府県設置保健所が74.0%、そして政令都市・中核市・特別区設置保健所が58.7%と続いた。一方、病院は、25.5%で回収率がいちばん低かった。そして、訪問介護事業所が32.9%で、病院の次に回収率が低かった。

個票に関していえば、回答した機関のなかで、過去1年間に機関の利用者が虐待と考えられる行為を受けたケースのあった機関は、2,865(被虐待者合計7,781人)であった。これは、有効回答総数6,698機関の42.8%であった。最後に、2,865機関から回収された虐待ケースに関する個票は、合計4,877人分であった。表1が示すとおり、居宅介護支援事業所(在宅介護支援センター併設以外)が、もっと多くの個票(1,365人分)を記載した。続いて、地域型在宅介護支援センター(居宅介護支援事業所併設センターを含む)が2番目に多くの個票(1,117人分)を送り返した<sup>2)</sup>。

### 3. 高齢者虐待の定義

調査結果の概要を検討する前に、今回の調査で使用された高齢者虐待の定義を紹介しておきたい。わが国においては、高齢者虐待に関する法律

が存在しないので、高齢者虐待の正式な定義はない。したがって、今回の調査では、調査チームは、助言機関の調査企画委員会の力を借りて虐待の定義をつくることになった。作業にあたっては、さまざまな考え方方が高齢者虐待の定義の構築の土台になるということが分かったが、調査企画委員会は、定義は、「調査活動を円滑に進行させるため」のものであると、まず決めた。したがって、「概念的なものよりも、operational definitions(作業用の定義)として役に立つものがよい」ということになった<sup>1)</sup>。

作業チームは、内外の文献から先行研究で使われた定義や外国の法律のなかの定義などをレビューしたに違いない。完成されたものをみると、アメリカの「全国高齢者虐待問題研究所」(NCEA)が開発した高齢者虐待の定義に少なからぬ影響を受けたよう思われる。以下に示すとおり、今回の調査で使われた高齢者虐待の定義は、4つの「虐待」行為と1つの「放任」から成り立っていた<sup>1)</sup>。

(1) 身体的虐待：暴力的行為などで、身体に傷やあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。具体的な例は、平手打ちをする、つねる、殴る、無理やり食事を口

に入れる、やけど・打撲させる、ベッドに縛りつけたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体的拘束、抑制をする等。

(2) 心理的虐待：脅かしや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与えること、具体的な例は、排泄の失敗等を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる、怒鳴る、ののしる、悪口をいう、侮辱を込めて子どものように扱う。高齢者が話しかけているのを意図的に無視する等。

(3) 性的虐待：本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。具体的な例は、排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。キス、性器への接触、セックスを強要する等。

(4) 経済的虐待：本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。具体的な例は、日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない、高齢者の自宅等を本人に無断で売却する。年金や預貯金を高齢者の意思や利益に反して使用する等。

(5) 介護・世話の放棄や放任：意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をを行っている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させること。具体的な例は、高齢者が入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題であったり、皮膚が汚れている。水分や食事を十分に与えられていないことで、高齢者の空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。室内に、ゴミを放置するなど、高齢者が劣悪な住環境のなかで生活させる。高齢者が必要とする介護や医療サービスを、相応の理由なく制限したり、使わせない等。

先に述べたように、わが国の立法担当者は、現在「高齢者虐待防止法」案を検討中である。しかし、もし何らかの理由で実現しない場合には、ここで紹介した高齢者虐待の定義は、「国がかかわった調

査で使われたもの」なので、研究・調査活動の場面だけでなく、高齢者サービス現場でも、ほかのどの定義より頻繁に使われることになるであろう。

### III. 全国調査(機関調査)データの単純集計 結果の概要

全国調査(機関調査)において、虐待の詳細な内容については、個票によってその情報を得たことは先に述べた。さらに、合計 4,877 人分の個票が回収されたということも、先に述べた。もう 1 つたいせつなことは、個票の 44.3% は、ケアマネジャーから回収されたものであるということである。今回の調査に関する限り、ケアマネジャーがどの専門職よりも多くの高齢者虐待に関する現場の情報を寄せたということである。この事実に基づいて、助言機関とも相談した結果、調査チームは、担当ケアマネジャーの回答を別途に集計・分析して「平均的なケース」として示している。調査結果をまとめた報告書とその概要版は、担当ケアマネジャーの回答の集計・分析結果を報告しているが、他の専門職からの回答は別個に示さず「回答機関別」にまとめているのである。したがって、保健師、看護師、介護サービス提供者、ケースワーカー、医師などの回答を知ることはできない。しかし、調査実施機関である医療経済研究機構は、追加の分析を希望する研究機関等と、一定の条件づけで、今回の調査で集めた「生データ」を共有することになっているので、新しい発見があるかもしれない。以下、主に概要版を参考にして、全国調査(機関調査)の調査結果を簡単に報告する。概要版は、主に担当ケアマネジャーの回答データを集計および分析した結果に基づいて書かれていることを確認しておく。

#### 1. 被虐待者の状況

まず、被虐待者の平均年齢は、81.6 歳で、男性が被虐待者の 23.6% を占めている、女性では 76.2% であった。「75 歳以上 85 歳未満」が 43.3%